

令和2年（ウ）第5号 執行停止申立事件

債権者 ■■■■■ 外2名

債務者 四国電力株式会社

答 弁 書

令和2年9月30日

広島高等裁判所第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 中 村

覚



同 弁護士 河 合 弘

之
ほか



第1 申立ての趣旨に対する答弁

本件申立てを却下する

との裁判を求める。

第2 申立ての理由に対する答弁

保全異議申立事件で提出した準備書面記載のとおり、債務者の異議申立てには何ら理由がないことが明らかである。本件3号炉は、債務者の度重なる重大なトラブル発生により、現在も定期点検が終了しておらず、仮処分決定に起因する損害は発生していない。